

# 申告相談を予定されている皆さんへ

税務署の確定申告と町の申告相談が始まります。会場内の混雑や新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、ぜひスマホやパソコンを使った申告方法をご利用ください。

## ●申告方法①：スマホ・パソコンで申告

国税庁ホームページ(申告書作成コーナー)で申告書を作成し、スマホまたはパソコンから申告書データを提出します。

## ●申告方法②：郵送で申告

国税庁ホームページ(申告書作成コーナー)で申告書を作成し、申告書を郵送で提出します。

※国税庁「申告書作成コーナー」

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctr>

確定申告

検索



※詳細は先月号でも詳しく掲載していますのでご覧ください。

## 《上記の方法で申告が行えない場合》

### ●秩父税務署に開設される申告会場で申告

- 開設期間** 2月10日(水)から3月15日(月)まで(土、日曜日および祝日を除く)  
※2月15日(月)以前は還付申告のかたが対象です。
- 受付時間** 午前8時30分から午後4時(提出は午後5時)まで
- 申告会場** 秩父税務署内(秩父市日野田町1-2-41)
- その他** 会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。  
※入場整理券は会場で当日配付、またはLINEでも事前発行しています。  
(詳細は秩父税務署へお問い合わせください。)

### ●町の申告相談を利用して申告

- 相談受付** 2月16日(火)から3月15日(月)まで
- 受付時間**

午前の部	午前9時から11時30分まで
午後の部	午後1時から3時30分まで
- 受付会場** 役場2階201会議室
- その他**
  - ・必ず地域の指定日にお越しください。
  - ・自用车でお越しのかたは、受付後お車で順番をお待ちいただきます。
  - ・せきや発熱など、風邪の症状のあるかたはご来場をお控えください。
  - ・会場内の換気を行いますので、暖かい服装でお越しください。

広報紙といっしょに配付したリーフレットもあわせてご覧ください

問合せ

税務課 課税担当

☎62-1461

秩父税務署 個人課税部門

☎22-4433